



* 0035548000 *

0035548-000

14. 5-709

政府管掌健康保険事業要覧

石川県警察部健康保険課

昭和 11 年度

昭和 12

AGD

秘

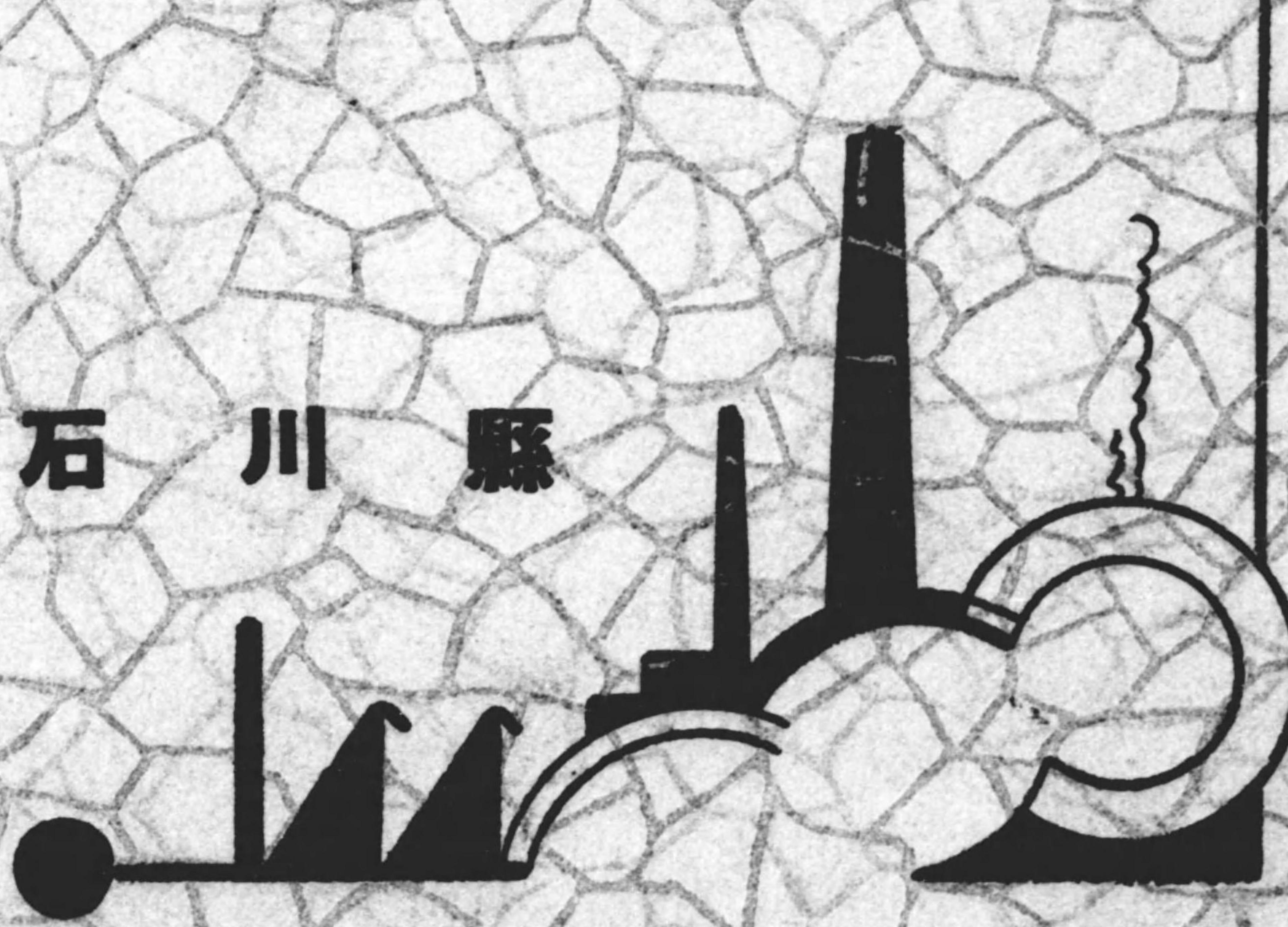
昭和十二年刊行

政府管掌

健康保険事業要覧



石川縣



禁
闇

本書は主として昭和十一年度の事業の
概要を収録したるも尙其の消長を知るに
便なるため既往の事實をも併録せり

昭和十二年十二月

石川縣警察部健康保險課

禁
聞

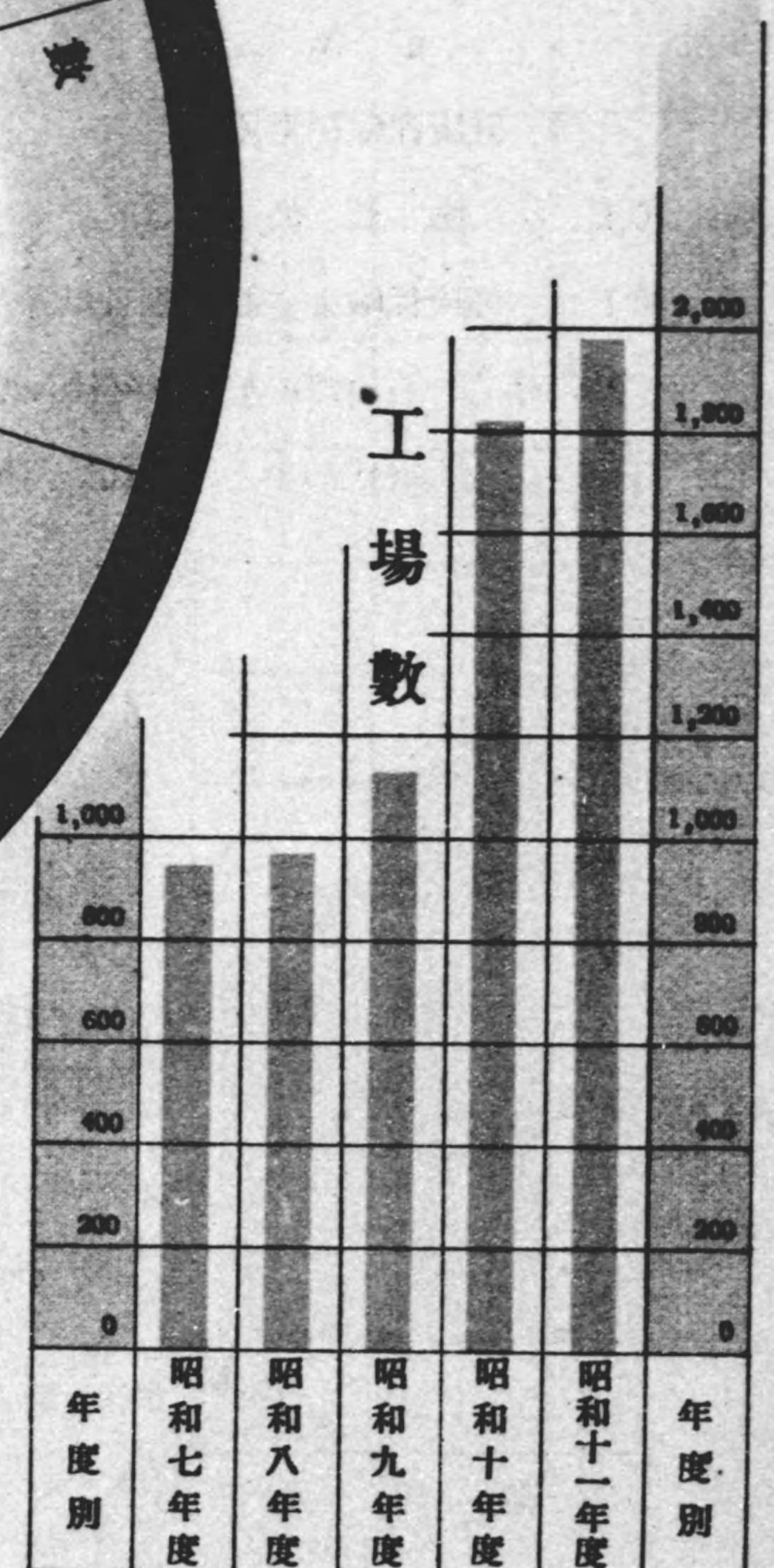
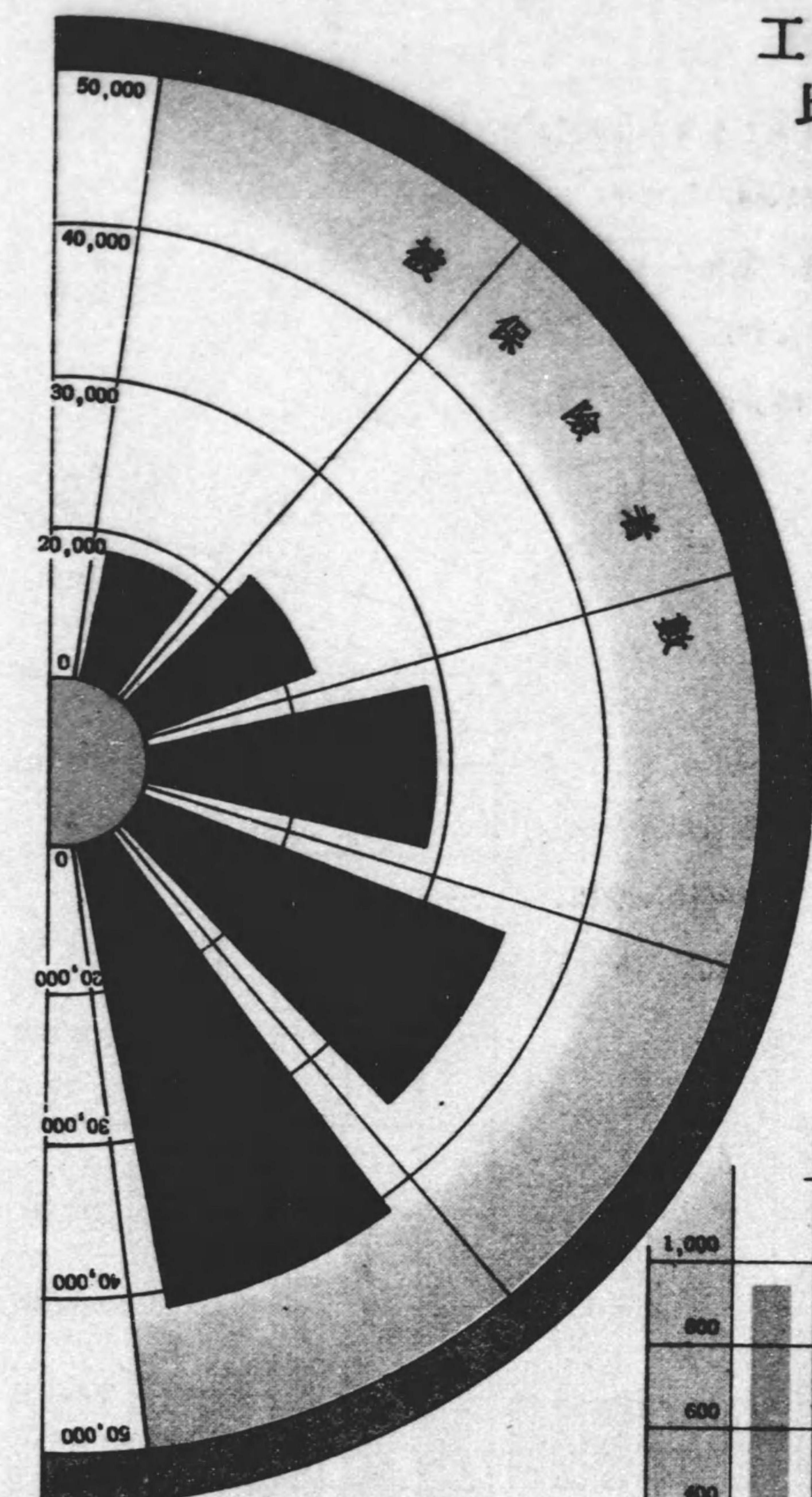
14.5
709



石川県の沿革	1
石川県の地勢	1
健康保険の沿革	2
昭和十一年度健康保険事業概況	3
第一 職 員	8
第二 石川第一次健康保険審査会（昭和十一年度末現在）	8
第三 工場、事業場、事業数及被保険者数	9
(一) 業態別工場、事業場、事業数及被保険者数	9
(二) 被保険者異動状況	11
(三) 標準報酬等級別被保険者数(保険料率百分ノ四)	12
第四 保 險 料	13
(一) 保険料納入状況(昭和十一年度)	13
(二) 催促及滞納処分状況	13
第五 保 險 給 付	14
(一) 傷病に関する給付	14
(二) 死亡に関する給付	14
(三) 分娩に関する給付	15
(四) 保険給付の件数、日数及費用額（昭和十一年度）	15
(五) 傷病に関する給付月別（昭和十一年度）	16
(六) 死亡に関する給付月別（昭和十一年度）	17
(七) 分娩に関する給付月別（昭和十一年度）	18
(八) 療養の給付及傷病手當金の期間別件数（昭和十一年度）	19

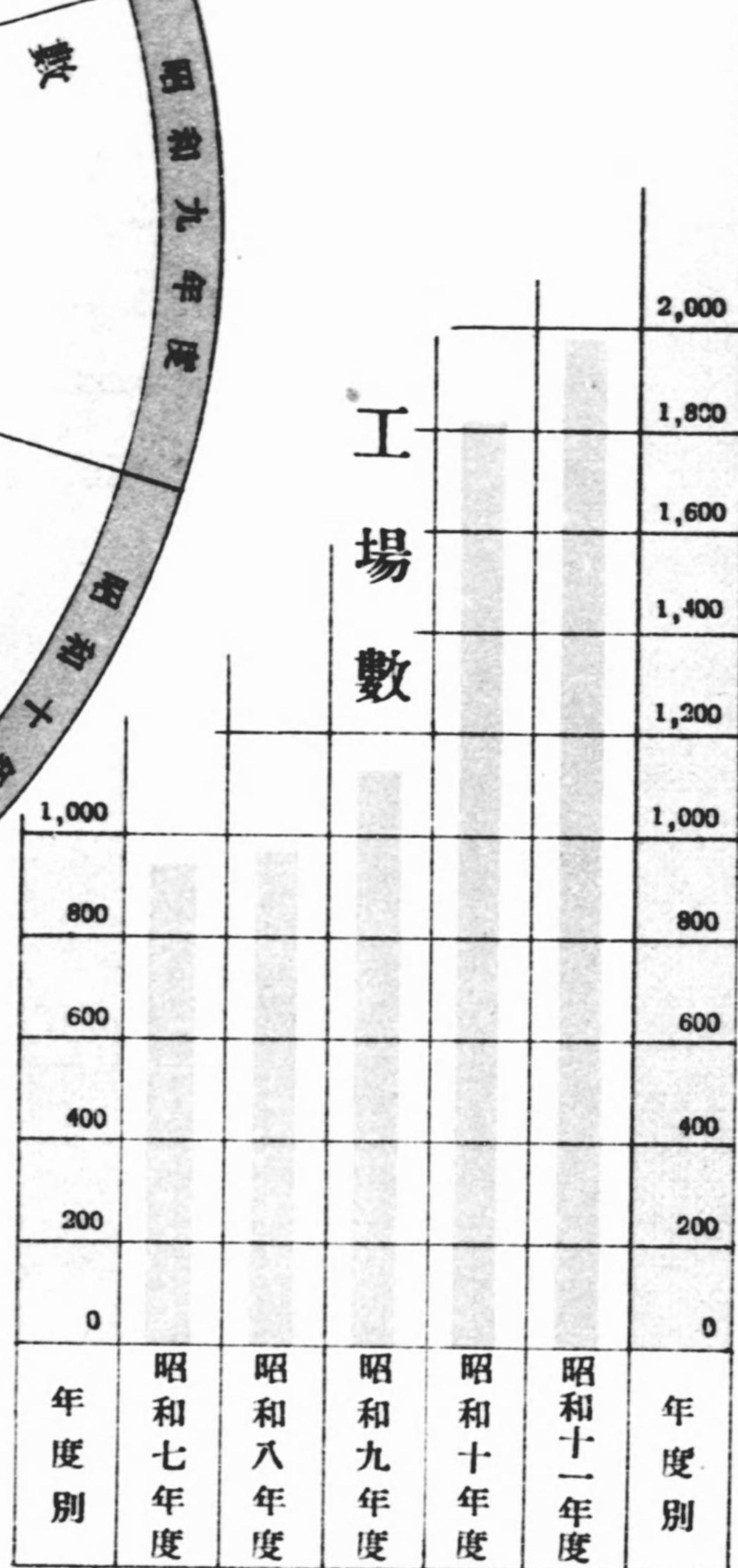
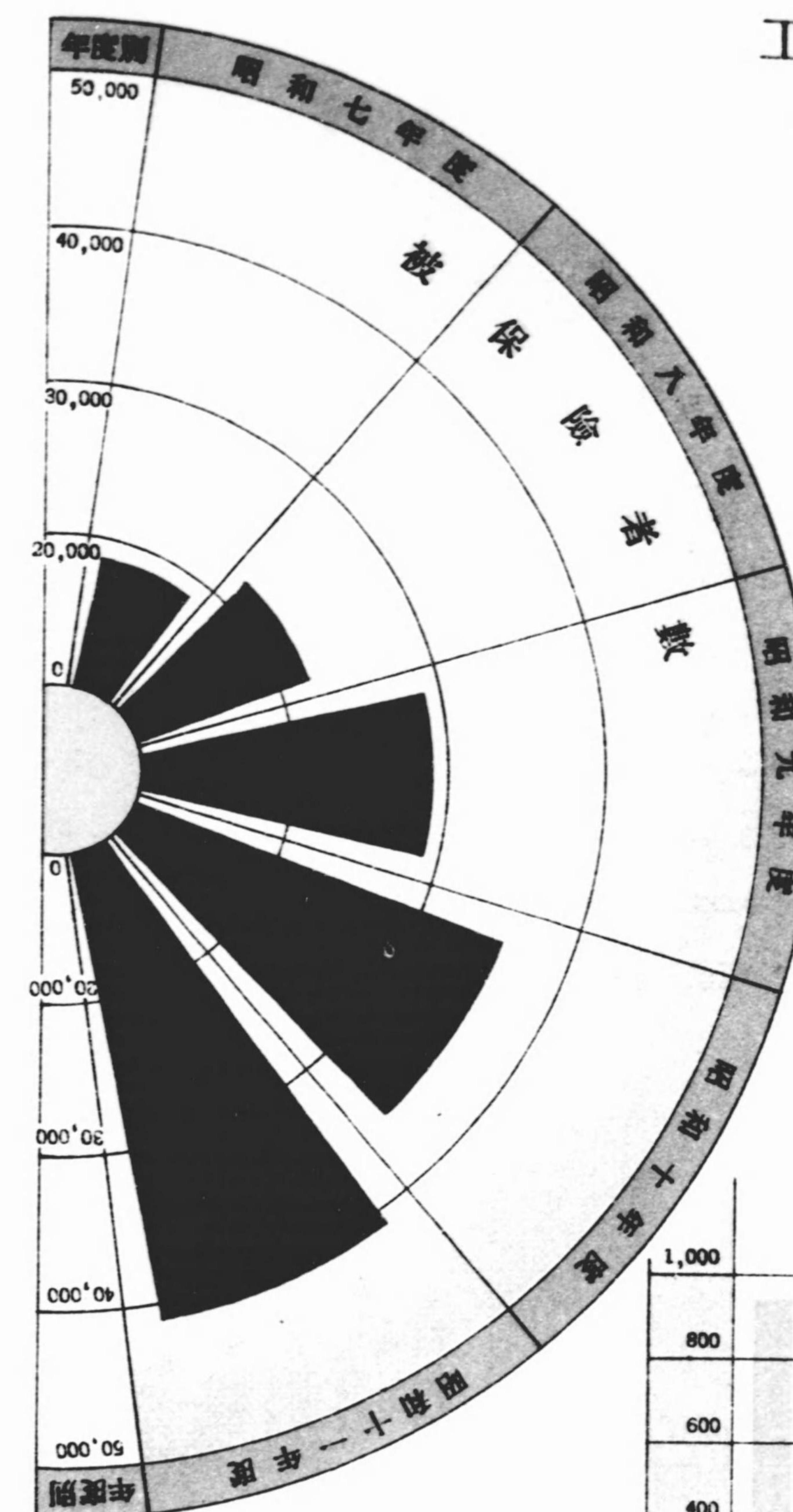


工場・被保険者累年
比 較

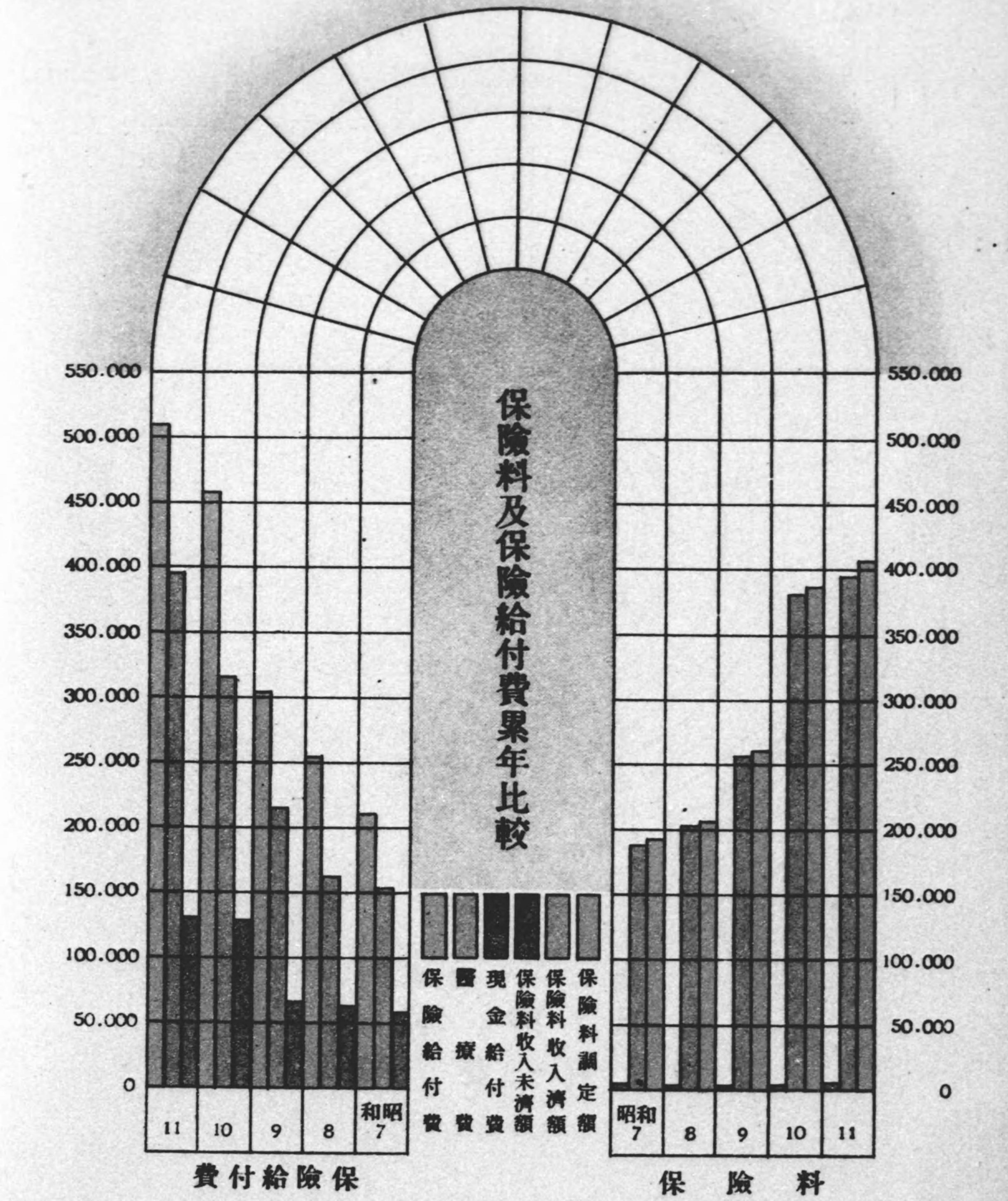


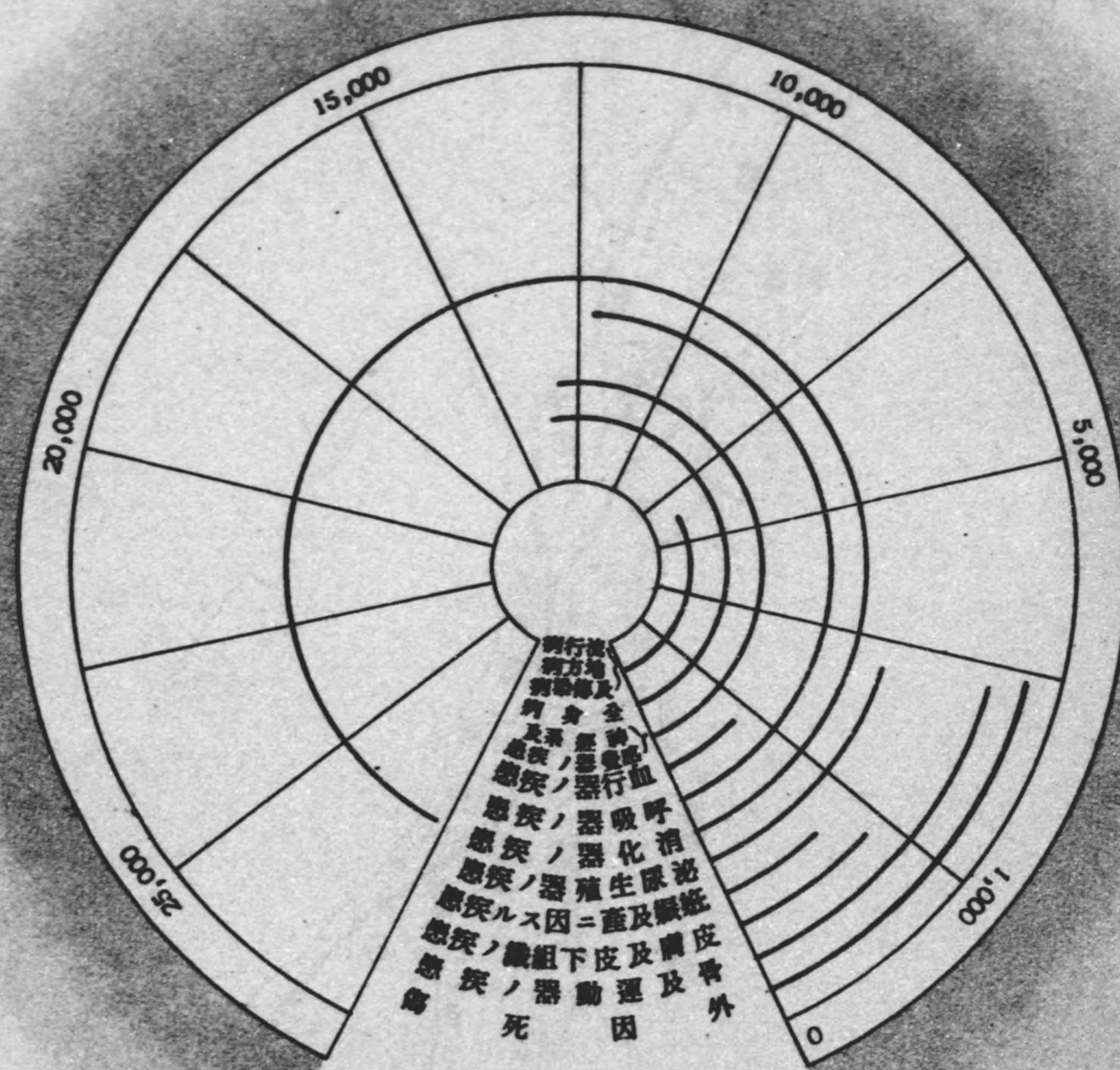
(九) 療養の給付及傷病手當金の傷病類別 (昭和十一年度)	20
(十) 療養の給付の傷病轉歸別件數	24
(十一) 死亡の原因調 (昭和十一年度)	25
第六 保険医療報酬分配状況	28
第七 保険歯科医療報酬分配状況	29
第八 給付機関	29
第九 保健施設	30
(一) 一般施設	30
(二) 健康保險相談所	30
第十 保険経済 (昭和十一年度)	32
第十一 健康保險より觀たる石川縣の地位 (昭和十一年度)	32
附録 石川縣に於ける健康保險組合	33
歴代知事、警察部長、健康保險(署)課長	34

工場・被保険者累年
比 較



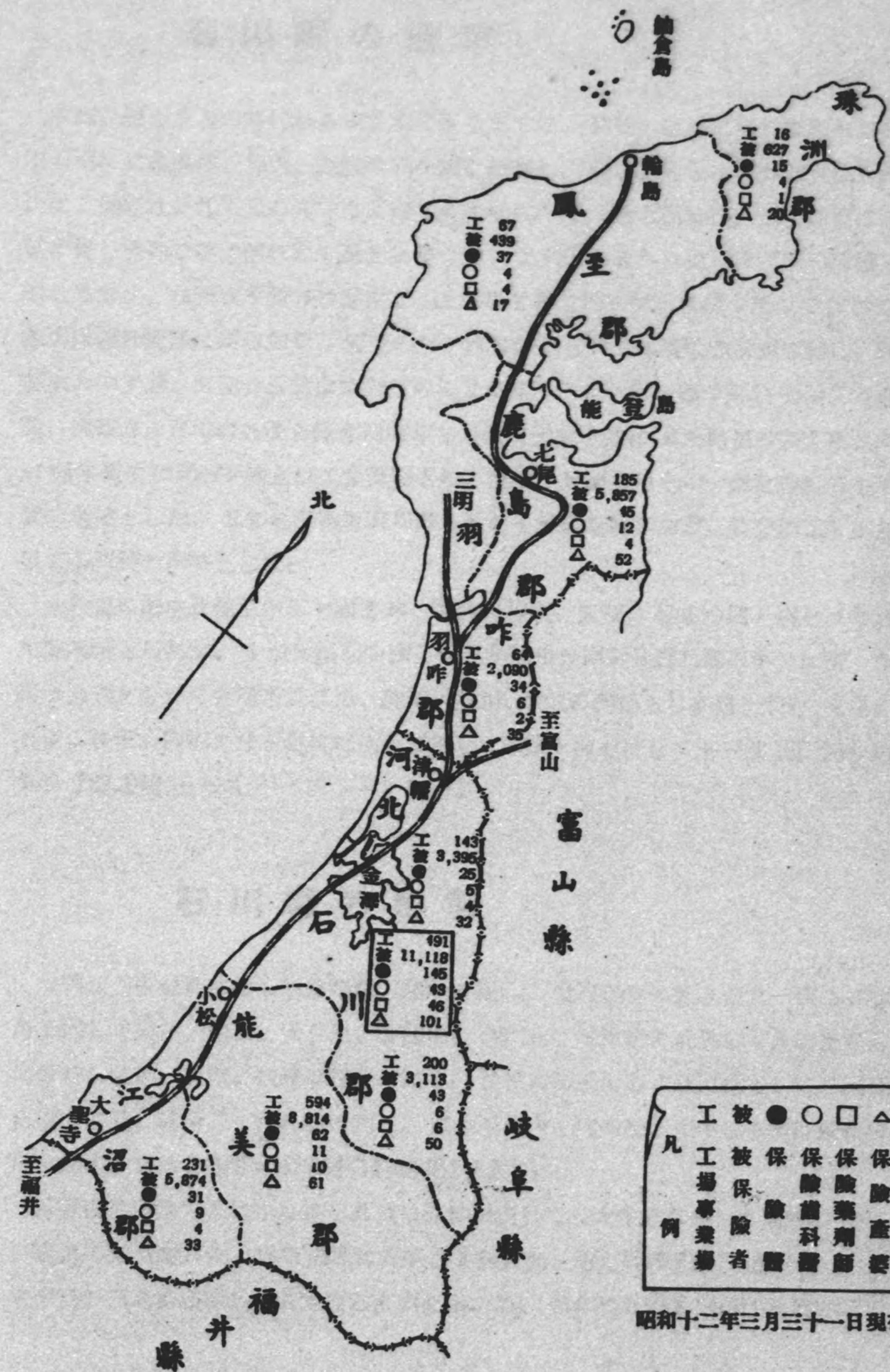
(九) 療養の給付及傷病手當金の傷病類別 (昭和十一年度).....	20
(十) 療養の給付の傷病轉歸別件數.....	24
(十一) 死亡の原因調 (昭和十一年度).....	25
第六 保険診療報酬分配狀況.....	28
第七 保険歯科診療報酬分配狀況.....	29
第八 給付機關.....	29
第九 保健施設.....	30
(一) 一般施設.....	30
(二) 健康保險相談所.....	30
第十 保険經濟 (昭和十一年度).....	32
第十一 健康保險より觀たる石川縣の地位 (昭和十一年度)	32
附 錄 石川縣に於ける健康保險組合.....	33
歴代知事、警察部長、健康保險(署)課長.....	34





昭和十一年度
病類別
療養件數

都市別分布圖



工場	●	○	△	保険薬剤師
被保険者	●	○	△	保険薬剤師
保険薬剤師	●	○	△	保険薬剤師
保険薬剤師	●	○	△	保険薬剤師
保険薬剤師	●	○	△	保険薬剤師

昭和十二年三月三十一日現在

石川縣の沿革

本縣は遠き上古の時代から中世期に至るまでは、朝廷の直轄に屬して居たが壽永の頃には源義仲、加賀、能登の二ヶ國を併有し、鎌倉幕府となりて加賀は富権氏に、能登は分れて元の國守によつて支配せられた。南北朝時代に至り加賀は北朝に屬し能登のみは何れにも屬せなかつた。足利氏の末から徳川氏天下の政權を握るまでは、加賀は本願寺の信頼より上杉氏を経て佐久間氏に移つたのであるが徳川氏諸侯配置に際し加賀、能登の二ヶ國は越中と共に前田氏の所領に歸し、後前田氏の支藩、大聖寺及富山に封ぜらるゝや其所領の一部を領つた。明治二年金澤、大聖寺、富山の各藩を置き同四年七月廢藩置縣と共に其所轄舊の如くなつたが同年更に加賀一ヶ國を以て金澤縣とし、能登一ヶ國及越中の一部を合して七尾縣の所轄とした、五年金澤縣を石川縣と改め七尾縣を廢し加賀、能登の二ヶ國を以て石川縣の所轄とした。

九年更に越中及越前の二ヶ國を加へ越前、加賀、能登、越中の四ヶ國を以て石川縣所轄としたが、十四年越前の國を十六年越中の國を分轄し爾來今日に至つた。現今加賀を分けて金澤市及江沼、能美、石川、河北の四郡とし能登を羽咋、鹿島、鳳至、珠洲の四郡に分ち更に郡内を區割して 183ヶ町村にして全戸數 155,964 総人口 787,610 となる。

石川縣の地勢

加賀は西南越前に接し東は飛驒、越中に接し、北は能登に連り西北一帯は日本海に面して居る。白山、大日山、妙法山、大門山、等東南に群聳して其山脈左右に分岐し越前、美濃、飛驒の諸國に跨る。又東に醫王山あり北に綿亘して三國嶺に連り能登、越中二ヶ國の境に到る。國中平野少く地味肥瘠相半し土壤は概ね耕種に適す。面積 2,176 萬秆 244(141 方里)である。

能登は東南加賀及越中に接し其他は海に突出して一大半島を成して居る。半島の東部に七尾灣あり、灣の前面に島嶼あり能登島と稱し周圍 71 航(18 里)ある。又半島の西北に島嶼あり其大なるものを七ツ島、舳倉島と云ふ山岳は加賀に比し

高峻でないが対達、石動の二山脈で富山県と境を分ち其の外國内に到る處岡崎が起伏し平地は極めて少ない、地味にして確実であるが海濱は殊に水産に富み面積は2,024方秆269(131方里)である。

健康保険の沿革

我國最初の社會保險の一部門たる健康保険法は大正十一年四月法律第七十號を以て公布せられ之が實施準備中の處、偶々大正十二年九月一日關東大震災の變ありて經濟界に與ふる打撃甚大なりしを以て直ちに之れを施行し難き事情となり以て暫く之れを延期することとなり社會局に於ては引續き調査研究を續け遂に大正十六年(昭和二年)一月一日より實施の豫定を樹て、第五十二回帝國議會に健康保険法中改正法律案(附則改正)及健康保険特別會計法律案を提出し、大正十五年三月二十九日法律第三十四號及法律第二十六號を以て公布せられ、其結果健康保険法は大正十五年七月一日(但し保険給付及費用の負擔に關する規定は昭和二年一月一日)より、特別會計法は昭和二年一月一日より施行せられることとなれり。之れに先立ち大正十五年八月勅令第二百七十二號を以て健康保険署官制制定せられ大正十五年十月一日より北海道に四ヶ所及各府縣に一ヶ所宛總計五十ヶ所の健康保険署を設置され、石川健康保険署は金澤市出羽町成巽閣を廳舎に充て署長以下關係職員が任命せられ事務を開始したり。

昭和二年一月一日より健康保険法の全部を實施すると同時に、石川第一次健康保険審査會が設置せられ、會長、委員、幹事、書記が任命せられたり。

昭和四年八月健康保険の事業は労働行政並衛生行政等と密接なる關係を有する事務を管掌する地方廳に移管せらるゝこととなり茲に石川健康保険署は創設滿二年十ヶ月にて廢止せられ石川縣警察部内に健康保険課が設置せられたり。

昭和四年及昭和九年の兩回に於て漸進的に法の改正ありて適用範囲擴張せられ本事業は益々圓満なる進展を遂げつゝ今日に至れり。

昭和十一年度健康保険事業概況

被 保 险 者

石川縣に於ける政府管掌の被保險者の總數は前年度末現在は36,871人、本年度内に於て資格取得及其の他の事由に因る增加27,156人資格喪失及其の他の事由に因る減少22,700人で本年度末現在數は前年度末現在數に比し4,456人増加して41,327人である。内男子被保險者は15,790人にして總數の3割8分、女子被保險者は25,537人にして總數の6割2分である。之を被保險者の種類に依り區別すれば次の如くである。

1. 強制被保險者	41,320人
1. 任意包括被保險者	4人
1. 任意繼續被保險者	3人
計	41,327人

以上の被保險者の標準報酬日額は男子被保險者に在りては第7級最も多く3,449人にして、男子被保險者の2割1分を占め、第8級2,061人之に次ぐ女子被保險者に在りては第3級最も多く6,261人にして女子被保險者の2割5分を占め、第4級5,851人之に次ぐ。而して之等の平均標準報酬日額は男子被保險者は91銭2厘、女子被保險者は54銭8厘、計68銭7厘である。又之を前年度に比較するに男子被保險者に在りては5厘、女子被保險者に在りては6厘、計7厘の低下を示してゐる。

工場、事業場及事業數

被保險者を使用する工場、事業場及事業數の總數は1,991人である。内工場數1,896之に使用せらるゝ被保險者38,331人、鐵業法適用の事業場數5、之に使用せらるゝ被保險者630人、其の他の事業數88、之に使用せらるゝ被保險者2,369人、任意包括被保險者を使用する事業數2、被保險者數4人である。

又之を業務の種類に依り區別すれば染織工場は1,091被保險者數29,016人、機械器具工場は285、被保險者數3,614人、化學工場は55、被保險者數1,987人、飲食物工場は27、被保險者數285人、雜工場は380、被保險者3,175人特別工場は58、

被保険者数244人、鐵山は5、被保険者数650人、其の他の事業は88、被保険者数2,369人、任意包括被保険者使用事業は2、被保険者数4人である。

保 险 料

保険料の徴収状況は前年度内に於ける調定保険料381,693圓36銭、收入済額380,011圓76銭、收入未済額1,881圓60銭にして、本年度内の調定保険料400,824圓44銭、收入済額398,559圓18銭、收入未済額2,056圓2銭（不納欠損額209圓24銭）にして之を前年度に比較すれば、調定保険料18,931圓8銭、收入済額18,547圓42銭の増加である。

保 险 給 付

前年度中に於ける保険給付の總件数102,738件、總日数1,423,647日及之に要したる費用額468,147圓33銭にして、本年度中の總件数105,129件、總日数1,592,231日、之に要したる費用額523,029圓07銭、之を前年度に比較するに件数に於て2,391件、日数に於て168,584日及び費用額54,881圓74銭の増加である。

(1) 療養の給付

本年度中に於ける療養の給付の總件数95,134、總日数1,360,994件、之に要したる費用額389,813圓28銭にして保険給付の總件数に對して9割、總日数に對して8割5分及總費用額に對して7割4分である、而して療養の給付件数を其の発生の原因に依り區別すれば、業務上の事由に因るもの3,632件、業務上の事由に因らざるもの91,502件にして其の總件数に對する割合は業務上の事由に因るものは4分、業務上の事由に因らざるものは9割6分である。又前年度に比較するに、件数に於て3,199件、日数に於て168,059日、費用額に於て57,719圓84銭の増加である。

(2) 療 養 費

療養の給付に代へて療養の支給を爲したるもの、件数は162件、日数は2,755日、之に要した金額は1,709圓82銭にして之を前年に比較するに件数に於て117件、日数に於て1,614件、金額に於て801圓64銭の増加である。

(3) 傷 痘 手 営 金

傷病手當金を支給したるもの、件数は4,887件、日数は180,716日、之に對する支給額は78,990圓45銭にして、之を前年度に比較するに、件数に於て387件、日数に於て112件の減少、支給額に於て57,898圓32銭の増加である。

尙傷病手當金の件数、日数及支給額に就き發生の原因に因り區別すれば、業務上の事由に因るもの522件及び日数10,358日、此の支給額6,019圓21銭、業務上の事由に因らざるもの4,365件及び日数170,358日、此の支給額72,971圓24銭である。其の總件数、日数及支給額に對する割合は業務上の事由に因るもの、件数は1割1分、日数は5分及支給額は7分にして業務上の事由に因らざるもの、件数は8割9分、日数は9割5分及支給額は9割3分である。

(4) 埋 葬 料 (埋葬費)

埋葬料を支給したるもの、件数は383件にして、之に對する支給額は11,680圓44銭である。之を前年度に比較するに件数に於て増減なく支給額に於て668圓96銭の増加である。

(5) 分 焼 費

分娩費を支給したるもの、件数は1,562件にして之に對する支給額は15,650圓である、之を前年度に比較するに件数に於て216件及支給額に於て2,170圓の減少である。

(6) 助 産 の 手 営

助産の手當を爲したるもの、件数は1,510件、之に對する支給額は7,303圓40銭である。之を前年度に比較するに件数に於て253件及支給額に於て1,189圓20銭の減少である。

(7) 出 産 手 営 金

出産手當金を支給したるもの、件数は1,491件、之に對する支給額は17,881圓98銭である。之を前年度に比較するに件数に於て69件及支給額に於て326

圓 34 錢の減少である。

給付機関

本年度末現在に於ける被保険者の診療並に調剤、助産の手當を擔當する保険醫又は保険薬剤師、保険産婆等は次の如くである。

1. 保 險 醫	536 人
内 醫師たる保険醫	436 人
歯科醫師たる保険醫	100 人
2. 保 險 薬 剤 師	82 人
3. 保 險 产 婆	401 人
4. 金澤醫科大學附屬醫院	

以上の外、石川縣柔道整復術會及金城看護婦會は被保険者の傷病に関する給付を擔當してゐる。

保 險 施 設

本年度内に於て被保険者の体位向上の爲實施したる保健施設の状況は次の如くである。

(1) 保健宣傳に関する施設

保健宣傳ポスター及パンフレット配付 4回
保健衛生講演會並活動寫眞映畫會 44回 講演、観覧者 19,599 人

(2) 傷病に関する施設

巡回健康相談 8回 受相談被保険者 1,347 人

(3) 体育獎勵の施設

軟式野球大會 1回 參加被保険者 180 人
女子排球大會 1回 參加被保険者 47 人

(4) 外科處置施設

外科外處置受療者 1人

(5) 健康保險相談所

健 康 相 談 6,355 人 太陽燈照射 13,479 人
レントゲン検査 3,135 人 各種材料検査 3,332 件

健康保險の一般的事務の相談又は指導若は手續の代行 378 件

(6) 其 の 他

五ヶ年健康者表彰 1回 77 人

(1) 保険醫座談會

昭和十一年度健康保險の診療契約締結に伴ふ改善事項に基き保険醫に對し關係法令並に改正診療方針の周知徹底を圖り本事業の圓滿適切なる運用を期する目的を以て石川縣醫師會と協力し、各都市醫師會主催にて保険醫座談を 8 回開催 252 名の出席者があつた。

(2) 結核豫防國民撲滅週間に於ける施設

内務省主催にて結核豫防展覽會を昭和十一年十一月二十二日より、同二十八日迄金澤市に於て開催を機とし各關係課並各種團體と連絡協調を保ち右週間、金澤市 9 工場、各郡に於て工場集團地 33 ケ所を選定し 結核豫防講演會並活動寫眞會を開催し結核病豫防思想の普及啓發に努めた。講演觀覽被保険者 17,298 人其の他 13,353 人である。又石川縣健康保險相談所に於ては本週間は執務時間を延長し、一般にも開放し結核病の早期發見並健康相談の求めに應じた。

(3) 健康保險法實施十周年記念式典

健康保險法實施十周年記念事業協會總裁内務大臣より感謝狀並記念品を授與さるゝ石川縣關係者 90 名に對し、昭和十二年三月二十五日、本縣正廳に於て傳達式を舉行した。

以上記述した通り昭和十一年度中に於ける本事業の成績は、例年に比し幾分好調を見たるも各種事業の進興に伴ひ若干好轉の兆ありと雖、染織工場を主とする本縣產業界は未だ充分な伸展を見ず、從つて健康保險事業には好影響を波及するに至らず、依然として保険經濟即ち收支狀況は困難なる状態にあるを以て保険料の徵收、就中滞納保険料の整理、標準報酬の是正、被保険者の資格届出の勵行、保険給付の適正、各種手當金の不當請求の防止等に努め本法運用上遺憾なきを期した。

第一 職員

大正十五年十二月一日現在の關係職員は僅に 12 名なるも其の後、本縣產業界の進展に伴ひ累年増加し、昭和十一年度末現在數は次の如くである。

健 康 保 險 課 長	技 師	嘱託醫	係 名	屬	視察員	雇 (臨時)	給仕	小使	計
	1(兼)	庶務係	4	—	6	11	1	2	49
	2(無給)	徵收係	4	1	11				
		給付係	4	2	10				
		嘱託醫	事務 嘱託	レントゲン 嘱託	看護婦 嘱託	小使			
	健康保 險相 談所		1	1	1	2	1		6

第二 石川第一次健康保險審査會

(昭和十一年度末現在)

被保險者の権利救濟の爲健康保險審査會がある。之は保險給付に関する決定に不服ある被保險者から審査の請求があつた場合、其の適否を審査決定する機關で其の組織は次の如くである。尙本縣では昭和八年十二月六日審査決定したことがある。

會 長	委 員			幹 事	書 記
	官公吏又ハ學 識経験アル者	事 業 主	被保險者		
知 事	3	3	3	(健康保 險課長) 1	(圖) 2

第三 工場、事業場、事業數及被保險者數 (年度末現在)

既往五年間に於ける工場、事業場、事業數及被保險者數は次の如くである。即ち昭和十一年度は最も多く、之を地域的に分布状態を見れば工場、事業場及事業數は能美郡最も多く總數の2割9分、金澤市之に次ぐ、又被保險者數は金澤市最も多く總數の2割6分、能美郡之に次ぐ、尙昭和十一年度に於て激増を示したるは法の改正に依り適用範囲の擴張せられた結果である。

年 度 別	工 場 事 業 場 及・事 業 數	被 保 險 者 數		
		總 數	男	女
昭 和 七 年 度	950	19,720	6,230	13,490
昭 和 八 年 度	987	22,815	7,497	15,318
昭 和 九 年 度	1,175	29,532	9,739	19,793
昭 和 十 年 度	1,832	36,871	14,250	22,621
昭 和 十 一 年 度	1,991	41,327	15,790	25,537
金 澤 市	491	11,118	6,499	4,619
江 沼 郡	231	5,874	1,459	4,415
能 美 郡	594	8,814	2,047	6,767
石 川 郡	200	3,113	1,524	1,589
河 北 郡	143	3,395	678	2,717
羽 昨 郡	64	2,090	554	1,536
鹿 島 郡	185	5,857	2,203	3,654
鳳 至 郡	67	439	343	96
珠 洲 郡	16	627	483	144

(一) 業態別工場事業場事業數及被保險者數 (年度末現在)

既往五年間に於ける業態別の工場、事業場、事業數及被保險者數は次の如くである。尙昭和十一年度に於ける工場は染織工場の織物業最も多く總數の4割6分、雜工場の木竹、蔓、莖製品業之に次ぐ、又被保險者は染織工場の織物業最も多く總數の6割1分機械器具工場の機械製造業之に次ぐ。

業 態 別	昭和七年度		昭和八年度		昭和九年度		昭和十年度		昭和十一年度	
	工 場 事 業 事 業 事 業	被 保 险 者 數	工 場 事 業 事 業 事 業	被 保 险 者 數	工 場 事 業 事 業 事 業	被 保 险 者 數	工 場 事 業 事 業 事 業	被 保 险 者 數	工 場 事 業 事 業 事 業	被 保 险 者 數
總 數	950	19,720	987	22,815	1,175	29,532	1,832	36,871	1,991	41,327
染 織 工 場	414	14,590	439	16,657	569	22,096	1,010	25,589	1,091	29,016
製 織 織 物	7	552	8	593	4	625	6	196	45	540
染 色 整 理	39	1,348	41	1,482	46	1,469	74	1,253	46	1,544
其 他 加 工	14	110	16	114	17	102	18	97	23	136
組 物 及 編 物	341	12,142	354	13,697	476	18,857	876	22,697	931	25,268
染 色 整 理	6	328	8	559	9	739	16	1,035	19	1,117
其 他 加 工	7	110	12	212	17	304	17	311	27	411
機 械 器 具 工 場	169	1,621	176	2,086	212	3,085	265	3,270	285	3,614
機 械 製 造	90	913	111	1,112	130	1,745	150	1,923	135	2,362
船 及 車 輛 製 造	5	108	11	138	11	170	17	302	10	186
器 具 製 造	24	144	18	135	27	105	39	253	91	268
金 屬 品 製 造	50	456	36	701	44	1,065	59	792	49	798
化 學 工 場	47	1,400	53	1,871	53	1,864	81	2,188	55	1,987
紙 制 造	23	810	24	1,183	25	1,309	29	1,385	32	1,443
火 油 制 造	2	115	3	125	3	118	4	131	4	136
漆 製 造	2	37	2	26	2	24	2	29	2	21
漆 製 造	—	—	1	1	1	1	1	1	1	1
染 料 塗 料 預 料 製 造	4	75	4	88	4	81	4	86	4	82
製 造	5	25	9	34	5	24	10	38	6	40
人 造 肥 料 製 造	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
其 他	1	100	1	97	1	117	2	115	1	106
其 他	9	237	8	316	11	189	3	144	4	157
飲 食 物 工 場	14	129	14	134	15	144	23	268	27	285
製 造	—	—	—	—	—	—	1	10	1	9
水 及 瀑 泉 水	7	32	8	30	9	40	9	103	11	35
製 造	4	81	4	91	4	89	9	125	8	132
東 水 產	—	—	—	—	—	—	—	1	11	98
其 他	3	16	2	13	2	15	4	30	6	98
雜 工 場	245	1,680	236	1,766	252	1,873	332	2,665	380	3,175
印 刷 及 製 本	12	358	12	370	12	368	33	525	30	528
木、竹、蘿 及 莖 製 品	158	548	154	552	157	577	195	763	231	1,072
皮 制 品	—	—	—	—	—	—	1	7	1	7
其 他	75	774	70	844	83	928	103	1,370	118	1,568
特 別 工 場	58	256	60	246	62	266	54	232	58	244
電 氣 業	56	234	58	225	60	245	52	211	56	221

(續)

業 態 別	昭和七年度		昭和八年度		昭和九年度		昭和十年度		昭和十一年度	
	工 場 事 業 事 業	被 保 险 者 數	工 場 事 業 事 業	被 保 险 者 數	工 場 事 業 事 業	被 保 险 者 數	工 場 事 業 事 業	被 保 险 者 數	工 場 事 業 事 業	被 保 险 者 數
瓦 斯 業	2	22	2	21	2	21	2	21	2	23
山	1	25	2	12	3	149	3	161	5	630
金 山	1	25	2	12	1	11	2	21	2	76
其 他 非 金 山	—	—	—	—	2	138	1	140	3	554
其 他 の 事 業	—	—	—	—	—	—	—	—	88	2,751
物 の 解 体 の 事 業	—	—	—	—	—	—	—	—	1	14
機 物 の 探 捜 又 ハ 探 取 の 事 業	—	—	—	—	—	—	—	—	7	696
電 気 の 傳 導 又 ハ 動 力 の 発 生 若 ハ 傳 導 の 事 業	—	—	—	—	—	—	—	—	24	304
地 方 鐵 道 又 ハ 軌 道 の 事 業	—	—	—	—	—	—	—	—	10	730
法 の 適 用 受 フ ル の 事 業	—	—	—	—	—	—	—	—	12	769
自動 車 荷 牛 馬 車 又 ハ 荷 車 依 ハ 運 送 の 事 業	—	—	—	—	—	—	—	—	47	1,021
任 事 包 括 被 保 险 者 使用 事 業	2	8	7	41	9	48	1	2	2	4

(二) 被 保 险 者 異 動 状 況

既往五年間に於ける被保険者の異動は次の如くである、即ち昭和十年度は最も多い之は法の改正に依り適用範囲の擴張せられた結果である。尙昭和十一年度の各月の異動は四月分最も多く三月分之れに次ぐ。

年 度 别	增	減	差 引 増 減	年 度 末 現 在
昭 和 七 年 度	12,464	10,446	2,018	19,720
昭 和 八 年 度	13,538	10,443	3,095	22,815
昭 和 九 年 度	22,955	16,238	6,717	29,532
昭 和 十 年 度	29,410	22,071	7,339	36,871
昭 和 十 一 年 度	27,156	22,700	4,456	41,327
四 五 六 七 八 月	4,074	3,154	920	37,791
九 十 十 一 二 月	2,542	2,008	534	38,325
四 五 六 七 八 月	2,424	1,592	832	39,157
九 十 十 一 二 月	1,531	1,289	242	39,399
四 五 六 七 八 月	2,285	1,916	369	39,768
九 十 十 一 二 月	1,996	1,823	173	39,941
九 十 十 一 二 月	1,965	1,817	148	40,089
九 十 十 一 二 月	1,875	1,703	172	40,261
九 十 十 一 二 月	1,813	1,552	261	40,522
昭 和 十 二 年 一 月	1,708	1,589	119	40,641
二 三 月	1,993	1,923	70	40,711
二 三 月	2,950	2,334	616	41,327
平 均	2,263	1,891	371	39,827

(三) 標準報酬等級別被保険者数 (保険料率百分ノ四)

既往五年間に於ける標準報酬等級別被保険者数は次の如くである。即ち平均標準報酬日額は昭和七年度最も高く累年低下を示してゐる。尙昭和十一年度現在に於ける標準報酬等級別被保険者数は第3級最も多く總數の1割5分、第4級之に次ぐ、又各月末現在数は次の如くである。

年 度 别	第一級	第二級	第三級	第四級	第五級	第六級	第七級	第八級	第九級	
昭和七年度	2,773	3,530	4,172	2,897	1,660	988	1,530	1,038	663	
昭和八年度	3,249	4,342	4,790	3,469	1,847	1,146	1,770	1,050	649	
昭和九年度	3,524	5,329	5,619	4,766	3,058	2,051	2,593	1,244	760	
昭和十年度	3,995	5,234	6,486	6,024	4,031	3,189	4,001	1,962	1,130	
昭和十一年度	4,151	5,847	7,670	7,196	4,709	3,232	4,369	2,110	1,221	
四五五六七八	月	4,614	5,544	6,586	6,004	3,978	3,184	4,008	1,943	1,119
	月	4,871	5,703	6,718	6,026	3,955	3,128	4,041	1,950	1,119
	月	5,161	5,866	6,900	6,114	3,990	3,155	4,036	1,979	1,114
	月	3,179	4,884	6,967	7,182	4,887	3,552	4,594	2,086	1,222
	月	3,376	5,079	7,151	7,155	4,849	3,477	4,530	2,092	1,220
九	月	3,528	5,212	7,208	7,166	4,811	3,421	4,458	2,085	1,219
十	月	3,605	5,348	7,310	7,163	4,770	3,364	4,397	2,078	1,215
十一	月	3,628	5,472	7,386	7,161	4,748	3,335	4,381	2,086	1,227
十二	月	3,781	5,606	7,444	7,157	4,743	3,267	4,375	2,094	1,217
昭和十二年一月	月	3,865	5,662	7,519	7,139	4,725	3,242	4,359	2,087	1,209
二月	月	3,930	5,740	7,564	7,080	4,685	3,193	4,366	2,104	1,222
三月	月	4,151	5,847	7,670	7,196	4,709	3,232	4,369	2,110	1,221
年 度 别	第十級	第十一級	第十二級	第十三級	第十四級	第十五級	第十六級	計	平均標準報酬日額	
昭和七年度	275	126	37	17	12	2	—	19,720	656	
昭和八年度	295	122	48	19	18	—	1	22,815	641	
昭和九年度	349	139	51	30	14	4	1	29,532	653	
昭和十年度	525	156	82	34	15	5	2	36,871	694	
昭和十一年度	523	168	71	32	20	5	3	41,327	687	
四五五六七八	月	518	155	82	34	15	5	37,791	684	
	月	523	155	81	33	15	5	38,325	680	
	月	523	155	81	33	14	4	39,157	675	
	月	542	169	70	36	21	5	39,399	711	
	月	536	171	69	34	21	5	39,768	705	
九	月	533	168	69	34	21	5	39,941	701	
十	月	538	168	70	34	21	5	40,089	699	
十一	月	538	169	68	33	21	5	40,261	697	
十二	月	541	166	69	33	21	5	40,522	694	
昭和十一年一月	月	539	165	68	33	21	5	40,641	692	
二月	月	532	165	69	33	20	5	40,711	691	
三月	月	523	168	71	32	20	5	41,327	687	

第四 保 险 料 索 事 项

既往五年間に於ける保険料の調定額、収入額は次の如くである。即ち昭和八年度の収入額は最も良い。

年 度 别	調定額	収入額	不納缺損額	収入未済額	調定額ニ 對スル收 入歩合	被保険者一 人當保険料
昭和七年度	184,577.20	182,900.87	497.66	1,178.67	0.991	9.724
昭和八年度	203,023.33	202,453.86	5.27	564.20	0.998	9.649
昭和九年度	253,913.90	252,727.54	77.92	1,108.44	0.995	9.733
昭和十年度	381,893.36	380,011.76	—	1,881.60	0.995	10.096
昭和十一年度	400,824.44	398,559.18	209.24	2,056.02	0.994	10.069

(一) 保 险 料 納 入 状 況

昭和十一年度に於ける保険料(組替、隨時調定を除く)の納入成績を月別に見れば次の如くである。即ち3月分の成績は最も良く5月分に次ぐ。

月 別	調定額	納期限迄 収入額	収入歩合	納期限後 収入額	収入未 済額	全収入 歩合	
四五五六七八	月	30,326.88	24,192.54	0.758	5,185.14	949.20	0.969
	月	31,641.87	24,423.15	0.772	6,371.97	846.75	0.974
	月	30,831.68	24,191.53	0.785	5,721.91	918.24	0.970
	月	34,191.86	26,521.11	0.775	6,612.90	1,057.85	0.969
	月	33,989.18	26,710.79	0.786	5,811.44	1,466.95	0.956
九	月	33,163.75	25,872.28	0.780	6,113.17	1,178.30	0.964
十	月	34,086.48	25,612.62	0.751	7,411.17	1,062.69	0.969
十一	月	33,072.03	31,633.00	0.956	539.01	900.02	0.973
十二	月	34,466.92	23,120.37	0.671	10,157.13	1,189.42	0.965
昭和十二年一月	月	34,014.19	23,347.94	0.686	9,397.58	1,268.67	0.962
二月	月	30,965.35	25,080.58	0.809	4,591.25	1,293.52	0.958
三月	月	35,184.49	34,176.65	0.971	549.85	457.99	0.987
平 均	均	32,994.55	26,240.21	0.795	5,705.21	1,049.13	0.968

(二) 督 促 及 滞 納 處 分 状 況

既往五年間に於ける保険料の督促及滞納處分を爲したるものは次の如くである。即ち昭和十一年度は最も多い。

年 度 别	督 促 状 發付數	差 押 件 數	公 實 執 行 件 數	市町村ニ 給付シタ ルモノ	滯 納 處 分	
					引 繩 額	件 數 金 額
昭和七年度	23	—	—	—	1	4.56
昭和八年度	949	3	—	—	—	—
昭和九年度	862	3	—	—	—	—
昭和十年度	1,235	3	1	—	1	4.69
昭和十一年度	1,745	5	—	—	6	17.90

第五 保 险 給 付

既往五年間に於ける保険給付の件数、日数及費用額は次の如くである。即ち昭和十一年度は最も多い。尙昭和十年度に於て激増を示したるは法の改正に依り適用範囲の擴張せられた結果である。

年度別	件 数			日 数			費用額	被保険者一人當			
	男 女 計			男 女 計				件数 日数 費用額			
	件数	日数	費用額	件数	日数	費用額		件数	日数	費用額	
昭和七年度	17,253	32,284	49,537	239,500	440,834	680,334	225,519.60	2.51	34.50	11.436	
昭和八年度	16,849	39,384	56,233	277,863	503,610	781,473	250,740.57	2.47	34.34	10.990	
昭和九年度	23,114	45,431	68,545	333,302	679,479	1,012,781	305,507.53	2.32	34.29	10.345	
昭和十年度	43,422	59,316	102,738	612,263	811,384	1,423,647	468,147.33	2.63	37.78	12.415	
昭和十一年度	45,006	60,123	105,129	676,643	915,588	1,592,231	523,029.07	2.56	40.00	13.133	

(一) 傷病に関する給付

既往五年間に於ける傷病に関する給付の件数、日数及費用額は次の如くである。

即ち昭和十一年度は最も多く保険給付総額に對し8割9分を占めてゐる。

年度別	療養ノ給付			療養費			傷病手當金			費用額及 金額計 被保 險者一人 當金額
	件数	日数	費用額	件数	日数	金額	件数	日数	金額	
昭和七年度	43,850	565,497	160,551.26	7	204	155,722,643	80,847	33,926.55	194,633.53	9.869
昭和八年度	49,812	652,870	178,417.44	6	176	201,492,849	94,575	38,760.03	217,378.96	9.527
昭和九年度	61,563	862,887	221,139.68	2	79	55,303,356	116,900	47,981.57	269,176.55	9.114
昭和十年度	91,935	1,192,935	332,093.54	45	1,101	908,185,274	180,828	79,613.61	412,615.33	11.190
昭和十一年度	95,134	1,360,994	389,813.38	162	2,755	1,709,824,887	180,716	78,990.45	470,513.65	11.814

(二) 死亡に関する給付

既往五年間に於ける死亡に関する給付の件数及費用額は次の如くである。即ち昭和十一年度は最も多く、保険給付総額に對し2分2厘を占めてゐる。

年 度 别	埋葬料		埋葬費		計		一件當金額	被保険者 一人當金額	
	件数	金額	件数	費用額	件数	金額		件数	金額
昭和七年度	86	2,832.00	87	2,031.27	173	4,863.27	28.111	0.246	
昭和八年度	104	3,381.00	101	2,259.17	205	5,640.17	27.513	0.247	
昭和九年度	162	5,247.00	119	2,730.26	281	7,977.26	28.388	0.270	
昭和十年度	239	7,620.00	144	3,391.08	383	11,011.08	28.749	0.298	
昭和十一年度	320	10,167.00	63	1,513.04	383	11,680.04	30.496	0.282	

(三) 分娩に関する給付

既往五年間に於ける分娩に関する給付の件数、日数及費用額は次の如くである。即ち昭和十年度は最も多く保険給付総額に對し9分5厘、又昭和十一年度は7分8厘を占めてゐる。

年 度 别	分 哺 費		助産ノ手當		出 產 手 當 金		金額及 費用額計	被保 險者一人 當金額
	件数	金額	件数	報酬額	件数	日数	金額	
昭和七年度	1,007	10,100.00	946	4,598.20	911	33,786	11,324.60	26,022.80
昭和八年度	1,119	11,200.00	1,103	5,365.68	1,139	33,852	11,155.76	27,721.44
昭和九年度	1,151	11,520.00	1,114	5,363.80	1,078	32,915	11,469.92	28,353.72
昭和十年度	1,778	17,820.00	1,763	8,492.60	1,560	48,783	18,208.32	44,520.92
昭和十一年度	1,562	15,650.00	1,510	7,303.40	1,491	47,766	17,881.98	40,835.38

(四) 保険給付の件数、日数及費用額

昭和十一年度に於ける保険給付を類別すれば次の如くである。即ち一般診療は最も多く保険給付の総額に對し5割7分、傷病手當金は1割5分を占めてゐる。

種 別	件 数	日 数	費用額及金額	被保険者一人當		
				件数	日数	金額
総	105,129	1,592,231	523,029.07	2.56	40.00	13.133
1. 傷病ニ關スル給付	100,183	1,544,465	470,513.65	2.52	38.78	11.814
(1) 療養ノ給付	95,134	1,360,994	389,813.38	2.39	34.17	9.788
一般診療	85,919	1,276,099	298,641.93	2.16	32.05	7.498
	3,569	38,847	—	0.09	0.98	—
	82,350	1,237,252	—	2.07	31.07	—
醫大診療	1,615	35,066	56,381.61	0.04	0.88	1.416
	28	657	820,54	—	0.02	20
	1,587	34,409	55,561.07	0.04	0.86	1.395
歯科診療	7,536	48,988	33,250.14	0.19	1.23	835
	32	228	—	0.01	—	—
	7,504	48,760	—	0.19	1.22	—
看護	64	841	1,539.70	—	2	39
	3	68	89.70	—	—	2
	61	773	1,450.00	—	2	36
(2) 療養費	162	2,755	1,709.82	—	7	42
	94	1,110	536.30	—	3	13
	68	1,645	1,173.52	—	4	29
(3) 傷病手當金	4,887	180,716	78,990.45	0.12	4.54	1.983
	522	10,358	6,019.21	0.01	0.26	153
	4,365	170,358	72,971.24	0.11	4.28	1.832

(續)

種 别	件 數	日 數	費用額及金額	被保險者一人當		
				件 數	日 數	金 額
2. 死亡ニ關スル給付	383	—	11,680.04	0.01	—	293
埋葬料	320	—	10,167.00	0.01	—	256
	5	—	150.00	—	—	4
	315	—	10,017.00	0.01	—	252
埋葬費	63	—	1,513.04	—	—	38
	1	—	28.40	—	—	1
	62	—	1,484.64	—	—	37
3. 分娩ニ關スル給付	4,563	47,766	40,835.38	0.12	1.20	1,025
分助産	1,562	—	15,650.00	0.04	—	393
	1,510	—	7,303.40	0.04	—	183
	1,491	47,766	17,881.98	0.04	1.20	449

(五) 傷病に関する給付の月別

昭和十一年度中に於ける傷病に関する給付の各月の件数、日数及費用額は次の如くである。即ち10月分最も多く、12月分之に次ぐ。

種 別	一般診療	醫科大學診療	齒 科 療	看 護	療養費	傷 病 手當金	計	被保險者一人當
件 數	115,278	2,406	7,694	64	162	5,551	131,155	3.29
日 數	1,276,099	35,066	48,988	841	2,755	180,716	1,544,465	3.89
費用額又金額	298,641.93	56,381.61	33,250.14	1,539.70	1,709.82	78,990.45	470,513.65	11,814
件 數	9,664	49	584	—	—	—	10,297	0.26
日 數	92,954	1,861	3,375	—	—	—	98,190	2.60
費用額又金額	23,330.93	3,124.19	2,597.56	—	—	—	29,052.68	769
件 數	7,593	64	670	6	32	488	8,853	0.23
日 數	96,511	2,722	4,398	74	1,150	15,211	120.66	3.15
費用額又金額	23,858.51	4,400.50	2,656.36	135.70	874.10	6,760.15	38,685.32	1,009
件 數	7,661	237	666	8	1	415	8,988	0.23
日 數	109,895	2,905	4,055	95	5	14,847	131,802	3.37
費用額又金額	24,242.03	4,525.24	2,699.06	174.15	20.35	6,353.42	38,014.25	971
件 數	8,770	240	684	3	1	385	10,083	0.26
日 數	129,532	2,792	4,368	38	91	14,093	150,914	3.83
費用額又金額	24,691.56	5,226.57	2,749.11	79.50	66.90	6,139.69	38,953.33	989
件 數	12,070	229	732	7	14	579	13,631	0.34
日 數	127,660	3,348	4,494	94	236	16,937	152,769	3.84
費用額又金額	24,887.72	5,855.27	2,770.95	182.30	125.47	7,414.93	41,236.64	1,037
件 數	12,437	276	694	14	2	528	13,951	0.35
日 數	122,829	3,036	4,385	192	10	17,320	147,772	3.70
費用額又金額	25,086.39	5,656.51	2,793.07	369.90	5.90	7,447.47	41,359.24	1,036

(續)

種 別	一般診療	醫科大學診療	齒 科 療	看 護	療養費	傷 病 手當金	計	被保險者一人當
件 數	11,128	236	512	8	16	896	12,796	0.32
日 數	115,531	3,217	4,229	105	239	28,425	151,746	3.79
費用額又金額	25,173.15	5,408.01	2,802.73	193.75	146.71	11,617.99	45,342.34	1,131
件 數	7,380	217	627	3	2	499	8,728	0.22
日 數	98,560	3,209	4,126	31	16	16,988	122,930	3.05
費用額又金額	25,233.51	4,116.31	2,809.45	56.45	12.52	7,506.95	39,735.19	987
件 數	9,255	242	647	6	21	859	11,030	0.27
日 數	99,432	3,434	3,827	53	200	27,991	134,937	3.33
費用額又金額	25,443.50	4,881.39	2,832.83	91.10	105.92	11,860.13	45,214.87	1,116
件 數	9,316	183	524	3	6	277	10,309	0.25
日 數	88,947	2,553	3,528	86	84	10,906	106,104	2.61
費用額又金額	25,469.28	3,724.29	2,835.70	123.00	42.05	4,569.09	36,763.41	905
件 數	9,338	204	620	2	3	229	10,397	0.26
日 數	87,688	2,735	3,697	19	47	4,052	98,238	2.41
費用額又金額	25,571.13	4,307.89	2,847.04	34.75	25.70	3,792.67	36,579.18	899
件 數	10,667	227	734	—	12	81	11,721	0.28
日 數	106,559	3,194	4,506	—	141	1,892	116,292	2.81
費用額又金額	25,654.12	5,004.79	2,856.28	—	63.80	924.98	34,503.97	835
件 數	—	—	—	4	52	315	371	0.01
日 數	—	—	—	54	536	12,054	12,644	0.32
費用額又金額	—	—	—	99.10	220.40	4,602.98	4,922.48	124

(六) 死亡に関する給付の月別

昭和十一年度に於ける死亡に関する給付の各月の件数及費用額は次の如くである。即ち12月分最も多く10月分之に次ぐ。

種 別	埋葬料	埋葬費	計	被保險者一人當
件 數	320	63	383	0.01
金額又費用額	10,167.00	1,513.04	11,680.04	293
四 月	—	—	—	—
件 數	—	—	—	—
金額又費用額	—	—	—	—
五 月	31	10	41	0.001
件 數	1,002.00	248.62	1,250.62	33
金額又費用額	—	—	—	—
六 月	20	5	25	0.001
件 數	636.00	116.70	752.70	19
金額又費用額	—	—	—	—
七 月	22	12	34	0.001
件 數	723.00	289.65	1,012.65	26
金額又費用額	—	—	—	—

(續)

種 別	埋葬料	埋葬費	計	被保險者 一人當リ
八月 {件 金額又費用額	25 822.00	7 172.52	32 994.52	0.001 25
九月 {件 金額又費用額	29 897.00	21 487.52	50 1,384.52	0.001 35
十月 {件 金額又費用額	41 1,266.00	5 121.33	46 1,387.33	0.001 35
十一月 {件 金額又費用額	26 807.00	— —	26 807.00	0.001 2
十二月 {件 金額又費用額	58 1,857.00	3 76.70	61 1,933.70	0.002 48
昭和十二年一月 {件 金額又費用額	21 666.00	— —	21 666.00	0.001 16
二月 {件 金額又費用額	31 984.00	— —	31 984.00	0.001 24
三月 {件 金額又費用額	— —	— —	— —	— —
四月 {件 金額又費用額	16 507.00	— —	16 507.00	0.000 13

(七) 分娩に関する給付の月別

昭和十一年度に於ける分娩に関する給付の各月の件数、日数及費用額は次の如くである。即ち5月分最も多く8月分次ぐ。

種 別	分 娩 費	助産手當	出産手當金	計	被保險者 一人當リ
総 數 {件 日 金額又報酬額	1,562 15,650.00	1,510 —	1,698 47,766	4,770 47,766	0.12 1.20
四月 {件 日 金額又報酬額	— —	— —	— —	— —	— —
五月 {件 日 金額又報酬額	218 2,190.00	191 928.80	239 5,859	648 5,859	0.02 0.16

(續)

種 別	分 娩 費	助産手當	出産手當金	計	被保險者 一人當リ
六月 {件 日 金額又報酬額	175 1,750.00	164 —	197 6,860	536 6,860	0.01 0.18
七月 {件 日 金額又報酬額	172 1,720.00	157 760.20	154 4,960	483 4,960	0.01 0.13
八月 {件 日 金額又報酬額	210 2,110.00	206 998.20	216 5,878	632 5,878	0.02 0.15
九月 {件 日 金額又報酬額	121 1,210.00	136 666.20	157 4,179	414 4,179	0.01 0.10
十月 {件 日 金額又報酬額	147 1,480.00	156 762.40	174 4,625	477 4,625	0.01 0.12
十一月 {件 日 金額又報酬額	143 1,430.00	131 629.40	164 4,456	438 4,456	0.01 0.11
十二月 {件 日 金額又報酬額	171 1,710.00	184 873.40	191 5,143	546 5,143	0.01 0.13
昭和十三年一月 {件 日 金額又報酬額	78 780.00	58 282.40	96 2,659	232 2,659	0.01 0.07
二月 {件 日 金額又報酬額	110 1,100.00	68 338.00	88 984.12	266 2,422.12	0.01 0.06
四月 {件 日 金額又報酬額	17 170.00	59 284.00	22 557	98 557	0.002 0.01

(八) 療養の給付及傷病手當金の期間別件数

昭和十一年度に於ける療養の給付及傷病手當金を期間別にすれば次の如くである。即ち療養の給付は3日以下最も多く、8日以上15日以下之に次ぐ。又傷病手

當金は8日以上15日以下最も多く16日以上30日以下之に次ぐ。

期間別	療養ノ給付				傷病手當金				總數	
	業務上	業務外	計	百分率	業務上	業務外	計	百分率		
總數	男 計	3,358 368 3,726	38,858 52,712 91,570	42,216 53,080 95,296	44.2 55.7 100.0	505 17 522	2,169 2,196 4,365	2,674 2,213 4,887	54.7 45.2 100.0	44,890 55,293 100,183
三日以下	男女 計	990 74 1,064	8,808 13,989 22,797	9,798 14,063 23,861	10.2 14.7 25.0	105 3 108	128 73 201	233 76 309	4.7 1.5 6.3	10,031 14,139 24,170
四日以上 七日以下	男女 計	906 87 993	8,200 11,478 19,678	9,106 11,565 20,671	9.5 12.1 21.6	157 5 162	339 272 611	496 227 773	10.1 5.6 15.8	9,602 11,842 21,444
八日以上 十五日以下	男女 計	954 101 1,055	9,250 10,613 19,863	10,204 10,714 20,918	10.7 11.2 21.9	144 4 148	531 427 958	675 431 1,106	13.8 8.8 22.6	10,879 11,145 22,024
十六日以上 三十日以下	男女 計	396 63 459	7,866 10,228 18,553	8,262 10,291 18,553	8.6 10.7 19.4	59 3 62	501 531 1,032	560 534 1,094	11.4 10.9 22.3	8,822 10,825 19,647
卅一日以上 六十日以下	男女 計	82 40 122	3,132 3,696 6,828	3,214 3,736 6,950	3.3 3.9 7.2	31 1 32	411 532 943	442 533 975	9.0 10.9 19.9	3,656 4,269 7,925
卒一日以上 九十日以下	男女 計	16 2 18	699 1,426 2,125	715 1,428 2,143	0.7 1.4 2.2	5 1 6	141 201 342	146 202 348	2.9 4.1 7.1	861 1,630 2,491
卒一日以上 百廿日以下	男女 計	9 1 10	453 603 1,056	462 604 1,066	0.4 0.6 1.1	2 — 2	62 78 140	64 78 142	1.3 1.5 2.9	526 682 1,208
百廿日以上 百季日以下	男女 計	2 — 2	218 291 509	220 0.3 0.5	0.2 — 1	1 — 1	29 39 68	30 39 69	0.6 0.7 1.4	250 330 580
百季日以上 百季日以下	男女 計	3 — 3	232 388 620	235 388 623	0.2 0.4 0.6	1 — 1	27 43 70	28 43 71	0.5 0.8 1.4	263 431 694

(九) 療養の給付並傷病手當金の傷病類別

昭和十一年度に於ける療養給付並傷病手當金を傷病に類別すれば次の如くである。即ち業務上の事由に因るものは眼及其の附屬器の疾患最も多く業務上の事由に因るもの2割4分、切傷、裂傷之に次ぐ、又業務外の事由に因るものは感

冒最も多く、業務外の事由に因るもの1割2分、眼及其の附屬器の疾患、胃力タル之に次ぐ。

傷病名	業務上		業務外		計	
	療養給付 件數	傷病手當金支給日數	療養給付 件數	傷病手當金支給日數	療養給付 件數	傷病手當金支給日數
總數	3,726	40,910	10,358	91,570	1,322,839	170,358
(1) 流行病、地方病及傳染病	—	—	7,354	257,350	62,716	7,354
脳膜炎 流行性腮腺炎 炭疽 肺結核	—	—	78 29 31 2	1,704 296 407 41	856 23 31 2	1,704 296 407 41
流行性乙型肝炎 猩紅熱 丹毒 下疳	—	—	2,926	38,365	2,387	2,926
及腸膜ノ結核 性下疳 其他	—	—	—	—	—	—
610 387 183 467 764	45,478 11,560 2,508 13,552 25,592	116,974	34,918	1,859	116,974	14,824
(2) 全身病	—	—	13,792	143,622	17,564	13,792
惡性腫瘍 良性腫瘍(女子生殖器ノ腫瘍除外) 急性關節レウマチス 慢性レウマチス及痛風	—	—	108 283 139 159 1,281	1,512 9,923 3,929 4,588 15,242	619 — 283 139 9,814	1,512 9,923 3,929 4,588 15,242
糖尿病 尿病 蛋白尿 感其ノ他	—	—	18 207 1 11,479 117	277 1,009 92 106,127	73 207 73 2,815	277 1,009 92 106,127
(3) 神經系及感覺器ノ疾患	975	5,278	248	12,683	225,669	13,339
腦膜炎 膜出卒經軟 炎血中炎化 神經痛(齒ノ神經痛除外)	—	—	20 10 12 64 1	464 159 306 673 61	213 10 12 64 1	464 159 306 673 61
			—	1,232	19,742	2,241
				1,232	19,742	2,241

(續)

(續)

(續)

傷病名	業務上			業務外			計		
	療養給付		傷病手當金支給日數	療養給付		傷病手當金支給日數	療養給付		傷病手當金支給日數
	件数	日数		件数	日数		件数	日数	
切傷、裂傷及刺傷	607	6,528	2,082	—	—	—	607	6,528	2,082
切 断	28	338	68	—	—	—	28	338	68
脱臼	19	273	347	—	—	150	19	273	497
挫 骨	408	6,790	3,146	—	—	—	408	6,790	3,146
其 他 ノ 他 ノ 負 傷	49	925	386	14	548	227	63	1,473	613
	125	1,234	218	289	2,927	266	414	4,161	484
(13) 不明ノ疾患	46	610	—	76	981	—	122	1,591	—
不明ノ疾患	46	610	—	76	981	—	122	1,591	—

(十) 療養の給付の傷病轉歸別件數

既往五年間の療養の給付の傷病轉歸別件數は次の如くである。尙昭和十一年度中の件數を傷病に類別して見れば消化器の疾患は最も多く總數の2割8分、全身病之に次ぐ。

種別	業務上、外ノ別	治療シタルモノ	死亡シタルモノ	制限期間ヲ超エタルニ因リ給付ヲ止メタルモノ	未ダ治療セザルモノ	計
昭和七年度	業務上業務外計	1,670	3	3	48	1,724
		40,433	119	135	1,446	42,133
		42,103	122	138	1,494	43,857
昭和八年度	業務上業務外計	2,057	2	—	55	2,114
		45,816	108	147	1,633	47,704
		47,873	110	147	1,688	49,818
昭和九年度	業務上業務外計	2,650	—	4	52	2,706
		56,171	241	268	2,179	58,859
		58,822	241	272	2,231	61,565
昭和十年度	業務上業務外計	3,813	5	4	93	3,915
		84,258	346	284	2,698	87,586
		88,071	351	288	2,791	91,501
昭和十一年度	業務上業務外計	3,654	6	1	65	3,726
		88,104	390	534	2,542	91,570
		91,758	396	535	2,607	95,296
流行病、地方病及傳染病	業務上業務外計	—	—	—	—	—
		6,508	231	212	403	7,354
		6,508	231	212	403	7,354

(續)

種別	業務上外ノ別	治療シタルモノ	死亡シタルモノ	制限期間ヲ超エタルニ因リ給付ヲ止メタルモノ	未ダ治療セザルモノ	計
全身病	業務上業務外計	—	—	—	—	—
		13,518	7	18	249	13,792
神經系及感覺器ノ疾患	業務上業務外計	966	—	—	9	975
		12,052	20	93	518	12,683
血行器ノ疾患	業務上業務外計	—	—	—	—	—
		780	24	24	62	890
呼吸器ノ疾患	業務上業務外計	23	—	—	—	23
		11,318	58	107	509	11,992
消化器ノ疾患	業務上業務外計	132	—	—	—	132
		27,036	30	19	372	27,457
泌尿生殖器ノ疾患	業務上業務外計	—	—	—	—	—
		2,235	10	9	111	2,365
妊娠及產ニ因ル疾患	業務上業務外計	—	—	—	—	—
		631	1	—	7	639
皮膚及皮下組織ノ疾患	業務上業務外計	132	—	—	133	133
		7,750	—	9	168	7,927
骨及運動器ノ疾患	業務上業務外計	—	—	—	—	—
		1,534	—	34	81	1,649
外因死傷	業務上業務外計	5	—	—	82	1,655
		1,539	—	34	—	—
不明ノ疾患	業務上業務外計	2,350	6	1	54	2,411
		4,668	8	8	62	4,746
		7,018	14	9	116	7,157
		46	—	—	—	46
		74	1	1	—	76
		120	1	1	—	122

(十一) 死亡の原因調

昭和十一年度に於ける死者396名の内、業務上の事由に因るもの6名、業務

外の事由に因るもの 390 名である。之を傷病に類別すれば次の如くで、肺結核は
最も多く總數の 3割 8分、腸及腸膜の結核之に次ぐ。

傷病名	療養ノ給付		傷病手當金支給日數	傷病名	療養ノ給付		傷病手當金支給日數		
	件數	日數			件數	日數			
總 數	男女計	148 248 396	5,584 15,099 20,686	8,551 13,509 22,058	(3) 神經系及 疾患	男女計	10 10 20	36 210 246	800 203 1,003
(1) 流行病、 地方病及 傳染病	男女計	68 168 231	3,450 11,379 14,829	4,398 8,977 13,375	10 腸膜炎	男女計	4 6 10	23 141 164	30 — 30
1 肺チフス	男女計	5 4 9	84 78 162	54 74 128	11 腸出血	男女計	3 1 4	8 2 10	10 — 10
2 流行性感 冒	男女計	1 1	5 5	— —	12 腸卒中	男女計	3 1 4	5 1 6	— — —
3 丹 毒	男女計	— —	— —	38 38	13 腸軟化	男女計	— 1	61 61	— —
4 肺結核	男女計	41 111 152	2,205 6,842 9,047	2,305 5,826 8,131	14 精神病	男女計	— — —	— — —	721 203 924
5 腸及腸膜 結核	男女計	17 42 59	825 4,036 4,861	1,249 2,138 3,387	15 其他	男女計	— 1 1	— 5 5	39 — 39
6 其他	男女計	4 6 10	331 423 754	752 939 1,691	(4) 血行器 疾患	男女計	16 8 24	149 99 248	481 197 678
(2) 全身病	男女計	5 2 7	139 81 220	245 239 484	16 心臓/器 質的疾患	男女計	12 6 18	142 98 240	72 28 100
7 急性腫瘍	男女計	2 2	70 70	— —	17 其他	男女計	4 2 6	7 1 8	409 169 578
8 脚氣	男女計	2 2 4	63 81 144	206 182 388	(5) 呼吸器 疾患	男女計	19 39 58	1,012 2,306 3,318	2,214 3,556 5,770
9 其他	男女計	1 1	6 6	39 39	鼻腔及其 18 附屬器 ノ疾患	男女計	— 1	— 2	— —

(續)

傷病名	療養ノ給付		傷病手當金支給日數	傷病名	療養ノ給付		傷病手當金支給日數
	件數	日數			件數	日數	
19 急性氣管 支炎	男女 計	— 1 1	— 17 17	30 其他	男女 計	5 2 7	386 74 460
20 慢性氣管 支炎	男女 計	2 5 7	204 417 621	31 性生殖 器/疾患	男女 計	5 5 10	213 356 569
21 氣管支肺 炎	男女 計	— 2 2	— 112 112	31 性腎臟 炎	男女 計	1 1	33 33
22 肺炎	男女 計	4 8 12	23 105 128	32 慢性腎臟 炎	男女 計	3 4 7	157 314 471
23 肺膜炎	男女 計	12 21 33	782 1,645 2,427	33 女子生殖 器/良性 腫瘍其他	男女 計	— 1 1	— 42 42
24 其他	男女 計	1 1 2	3 8 11	34 其他	男女 計	1 1 1	23 37 37
(6) 消化器 疾患	男女 計	15 15 30	473 620 1,093	(8) 婦娠及產 二因ル疾 患	男女 計	— 1 1	— 45 45
25 腸カタル 及下痢	男女 計	5 7 12	50 290 340	35 婦娠及產 二因ル疾 患	男女 計	— 1 1	— 45 45
26 蟻様突起 炎及盲腸	男女 計	2 4 6	33 214 247	(9) 外因死傷	男女 計	9 5 14	97 5 102
27 脱脂及脂 管閉塞	男女 計	1 1 2	1 1 2	36 自殺	男女 計	1 3 4	1 3 4
28 其他 脇疾患	男女 計	1 1 2	2 41 43	37 濡死	男女 計	1 2 3	1 2 3
29 肝腫硬化	男女 計	1 1	1 1	38 濡死	男女 計	1 1	— —

(四)

傷病名	療養ノ給付		傷病手當金支給日數	傷病名	療養ノ給付		傷病手當金支給日數
	件數	日數			件數	日數	
39其ノ他=因ル死	1	3	—	42其ノ他ノ貞傷	3	—	—
男女計	1	3	—	男女計	3	—	—
40火傷	1	32	26	(9)不明ノ疾患	1	16	—
男女計	1	32	26	男女計	1	16	—
41骨折	1	60	—	34不明ノ疾患	1	16	—
男女計	1	60	—	男女計	1	16	—

第六 保険医診療報酬分配状況

既往五年間に於ける日本醫師會より本縣の保険医(歯科醫師を除く)に爲せる診療報酬の分配状況を窺ふに次の如くである。尙昭和十一年度に於ける月別の診療報酬の分配状況は12月分は最も多く11月分之に次ぐ。

種別	診療擔當醫	決定点數	診療報酬額	一点単價	診療保険醫一人當	被保険者一人當	
昭和七年度	3,416	691,414	120,915.39	17.50	円 35,396	円 6,131	
昭和八年度	3,673	778,398	133,899.85	17.20	36,455	5,868	
昭和九年度	3,851	1,016,673	165,164.30	16.24	42,888	5,592	
昭和十年度	4,336	1,382,966	237,396.44	17.16	54,750	6,295	
昭和十一年度	4,431	1,472,565	235,448.94	15.98	53,136	5,911	
四五六七八	月月月月月	365 362 367 374 369	105,688 118,283 122,625 144,689 137,357	19,495.67 19,562.38 19,822.58 20,083.73 20,076.61	16,151 14,666 14,270 11,784 12,195	53,412 54,039 54,012 53,699 54,408	.515 .510 .506 .509 .504
九十九十	月月月月月	379 385 369 372	144,727 133,181 119,299 114,441	20,368.98 20,596.05 20,948.28 21,429.37	12,261 10,395 16,192 16,799	53,744 53,496 56,770 57,605	.509 .513 .520 .528
昭和十三年一月	月月月	366 362 361	105,584 103,878 125,813	21,036.83 21,020.72 21,007.74	18,383 18,590 15,215	57,477 58,068 58,193	.517 .516 .508
平均		369	122,713	19,620.74	14,741	55,402	.512

第七 保険歯科診療報酬分配状況

日本歯科醫師會に於て本縣の保険歯科醫に對して爲せる昭和十一年度及び昭和十一年度の診療報酬分配状況を窺ふに次の如くである。尙昭和十一年度に於ける月別の診療報酬の分配状況は3月分最も多く、12月分之に次ぐ。

種別	診療擔當醫	決定点數	診療報酬額	一点単價	診療擔當歯科醫一人當	被保険者一人當	
昭和十一年度	731	254,838	25,304.86	9.929	34,616	.671	
昭和十一年度	738	258,708	25,644.11	9.912	34,748	.643	
四五六七八	月月月月月	55 57 60 59 59	18,030 24,622 23,147 24,472 22,851	1,994.65 2,054.52 2,072.64 2,117.30 2,142.58	11,063 8,344 8,954 8,151 9,377	36,263 36,044 34,544 35,885 36,314	.052 .053 .052 .053 .053
九十九十	月月月月月	65 67 61 58	22,987 24,817 21,955 20,874	2,150.20 2,162.63 2,169.91 2,175.30	9,354 8,714 9,885 10,421	33,080 32,278 35,572 37,505	.053 .053 .053 .053
一二三	月月月月月	62 63 72	14,071 15,144 25,733	2,117.78 2,079.29 2,407.58	15,052 13,073 9,356	34,157 33,004 33,438	.052 .051 .058
平均	均	61	21,559	2,137.00	10,145	34,840	.053

第八 給付機関

既往五年間に於ける診療並調剤、助産の手當を擔當する給付機関は次の如くにして、昭和十一年度に於ける給付機関の分布状態を地域的に見れば、金澤市最も多く能美郡之に次ぐ。而して工場所在地に於ける保険医の存在せない村は2、3に止まり醫療給付に支障を認めない。

種別	保険醫		保険薬剤師	保険産婆	工場、事業場數	被保険者數
	醫師	歯科醫師				
昭和七年度	479	70	94	310	950	19,720
昭和八年度	467	80	81	315	987	22,815
昭和九年度	510	78	82	363	1,175	29,532
昭和和和十一年度	505	88	82	383	1,832	36,871
昭和和和十一年度	436	100	82	401	1,991	41,327
金江	145	43	46	101	491	11,118
澤沼	31	9	4	33	231	5,874
能美	62	11	10	61	594	8,814
石河	43	6	6	50	200	3,113
北	25	5	4	32	143	3,395
羽鹿	34	6	2	35	64	2,090
鳳珠	45	12	4	52	185	5,857
至洲	37	4	4	17	67	439
洲	15	4	1	20	16	627

第九 保 健 大 教

(一) 一般施設

既往五年間に於て被保険者の体位向上の爲めの施設として実施した事項を擧ぐれば次の如くである。

年 度 别	保健宣傳ニ關スル事項	衛生防護ニ 關スル事項	健康診斷ニ 關スル事項	体育獎勵等ノ事項
昭和七年度	保健宣傳ポスター、パンフレット配付 保健衛生講演會並映畫會	寄生蟲驅除	巡回健康診斷	体育大會 保健いろはカルタ標語募集
昭和八年度	保健宣傳ポスター、パンフレット配付 保健衛生講演會並映畫會 榮養講習會	寄生蟲驅除		体育大會 排球大會 五年健康者表彰
昭和九年度	保健宣傳ポスター、パンフレット配付 保健衛生講演會並映畫會	救護術講習會		体育大會 排球大會 武道大會 衛生展覽會 外科後處置 一年並五年健康者表彰
昭和十年度	保健宣傳ポスター、パンフレット配付 保健衛生講演會並映畫會	救護術講習會 巡回健康相談		野球大會 排球大會 武道大會 外科後處置 一年並五年健康者表彰
昭和十一年度	保健宣傳ポスター、パンフレット配付 保健衛生講演會	巡回健康相談		野球大會 排球大會 五年並十年健康者表彰 外科後處置

(二) 健康保險相較所

昭和十年十月一日より設置せられた 石川縣健康保險相談所の成績は次の如くである。

種別	健康相談	太陽燈照射	レントゲン検査				血液検査				其ノ他ノ検査				巡回看護指導	一般的相談又ハ指導	
			健康相談ノ 爲検査シタ ルモノ	保健給付 ノ爲検査 シタルモノ	透視	撮影	透視	撮影	黴毒反應 検査	其他ノ 検査	尿	喀痰	血壓	其他			
昭和十年度	男女		1,078	2,358	46	—	—	—	95	—	6	55	4	47	33	145	— 121
	女		1,679	881	44	—	—	—	14	—	19	82	1	3	26	130	— 36
	計		2,757	3,239	90	—	—	—	109	—	25	137	5	50	59	275	— 157
昭和十二年度	男女		2,838	7,827	1,146	225	46	10	275	151	18	118	7	94	358	610	— 258
	女		3,517	5,652	1,363	276	55	16	53	683	9	142	4	15	1,351	1,560	— 120
	計		6,355	13,479	2,507	501	101	26	328	834	27	260	11	109	1,709	2,170	— 378

健康相談に依り發見せし疾病

昭和十一年度中に於て健康相談の結果發見した疾病は次の如くである。即ち罹病者は全相談者に對する7割8分、結核性疾患者は全相談者に對する3割6分である、内結核性疾患者は16歳より20歳迄の者最も多く21歳より25歳迄の者之に次ぐ。

第十 保険經濟

政府管掌健康保険の保険經濟は全國を一團とするもので、府縣毎に其の收支を經理するものではないが、参考の爲石川縣に於ける昭和十一年度の狀態を見れば次の如くである。即ち收支の状況は不良である。

保険料收入額		保険給付支出額		收入額ノ支出額ニ對スル増減	
總額	被保險者一人當	總額	被保險者一人當	増減(△)額	被保險者一人當
円 398,559	10,0072	円 523,029	円 13,1325	△ 円 124,470	△ 円 3,1252

第十一 健康保険より觀たる石川縣の地位 (昭和十一年度末)

種別	全國ノ數	平均數	全國ノ首	本縣ノ上位	本縣ノ順位	本縣ノ下位	全國ノ末位
工場、事業場及事業數	113,719	23,696	警視廳 21,844	神奈川縣 1,935	17 (1,832)	三重縣 1,490	沖繩縣 171
被保險者數	2,096,657	44,609	警視廳 317,129	三重縣 37,132	17 (36,871)	岐阜縣 34,304	沖繩縣 2,790
平均標準報酬日額	—	974	神奈川縣 1,420	鹿兒島縣 700	43 (694)	福井縣 677	山形縣 592
保険給付件數	5,869,069	124,873	大阪府 786,167	岐阜縣 104,880	20 (102,738)	三重縣 91,467	沖繩縣 5,492
保険給付日數	78,363,417	1,667,306	警視廳 10,843,245	福井縣 1,428,203	18 (1,423,647)	長崎縣 1,359,244	沖繩縣 67,479
保険給付費用	円 24,814,765	527,973	警視廳 3,698,515	群馬縣 480,005	16 (468,147)	岡山縣 416,741	沖繩縣 28,766
療養ノ付件數	5,278,515	112,308	大阪府 707,927	岐阜縣 95,377	20 (91,935)	愛媛縣 87,155	沖繩縣 4,501
療養ノ付日數	66,909,621	1,423,608	警視廳 9,357,196	山口縣 1,277,608	17 (1,192,935)	福井縣 1,152,046	沖繩縣 53,960
療養ノ付費用	円 16,670,289	354,687	警視廳 2,433,473	廣島縣 361,624	15 (332,094)	岡山縣 321,809	沖繩縣 20,426
保険醫	31,111	661	警視廳 4,469	福島縣 524	25 (505)	山形縣 492	沖繩縣 138

(續) 保険經濟

種別	全國ノ數	平均數	全國ノ首	本縣ノ上位	本縣ノ順位	本縣ノ下位	全國ノ末位
保險醫一人ニ對スル被保險者數	—	67	大阪府 160	靜岡縣 74	11 (73)	警視廳 71	千葉縣 19
保險齒科醫	11,788	250	警視廳 1,967	佐賀縣 96	41 (88)	滋賀縣 86	沖繩縣 23
保險齒科醫一人ニ對スル被保險者數	—	178	福井縣 490	福井縣 490	2 (49)	大阪府 321	千葉縣 59
保險藥劑師	7,098	151	警視廳 1,560	埼玉縣 89	24 (82)	福井、岡山縣 80	沖繩縣 4
保險藥劑師一人ニ對スル被保險者數	—	295	山梨縣 2,036	靜岡縣 458	10 (450)	山口縣 441	熊本縣 109
保險產婆	31,455	669	警視廳 2,777	宮崎縣 401	35 (383)	岩手縣 377	沖繩縣 72
保險產婆一人ニ對スル被保險者數	—	67	福井縣 141	群馬縣 97	7 (96)	岡山縣 95	沖繩縣 19

附 錄

石川縣に於ける健康保険組合

石川縣に事務所を有する健康保険組合は昭和十一年度末現在は次の如くである。この内石川縣外に主たる事務所を有するは日東紡績健康保険組合のみである。

組合名稱	事業ノ種類	事務所所在地	設立認可年月日	組合ノ設立アル事業ノ所在地及名稱	被保險者數
小松製作所健康保険組合	器械機具	能美郡小松町八日市地方	大正15年12月21日	株式會社小松製作所郡小松町八日市地方	1,147
尾小屋鐵山健康保険組合	金屬鑄業	能美郡西尾村字尾小屋	昭和元年12月25日	日本鐵業株式會社 東京市麹町區丸ノ内二丁目	910
錦華防護金澤本店健康保険組合	染織	金澤市大豆田新町	昭和3年1月1日	錦華防護株式會社 金澤市大豆田新町	2,097
日本綢織株式會社健康保険組合	染織	江沼郡南郷村字南郷	大正15年12月23日	日本綢織株式會社 大阪市西區江戸堀上通一丁目	2,147
日東紡績健康保険組合	染織	福島縣郡山市龍山町	昭和4年5月1日	日東紡績株式會社 福島縣信夫郡杉妻村	527

歷代知事

知事 (健康保険移管後)			
代數	氏名	在職期間	
二十四代	中野邦一	自昭和四年七月六日	至同年一月二十日
二十五代	田寺俊信	自同六年一月二十日	至同年十二月十八日
二十六代	平賀周	自同年十二月十八日	至同七年六月二十八日
二十七代	山口安憲	自同七年六月二十八日	至同九年四月六日
二十八代	館哲二	自同年四月六日	至同十年一月十五日
二十九代	生駒高常	自同年一月十五日	至同十二年二月十日
三十代	兒玉政介	自同十二年二月十日	現在ニ至ル

歷代警察部長

警察部長			
代數	氏名	在職期間	
三十四代	斎生亮藏	自昭和四年七月八日	至同五年八月二十八日
三十五代	田中藏六	自同年八月二十八日	至同六年十二月廿四日
三十六代	辻野三郎	自同年十二月二十四日	至同七年三月八日
三十七代	歌田千勝	自同年三月八日	至同年六月三十日
三十八代	八田三郎	自同年六月三十日	至同九年五月四日
三十九代	富田健治	自同年五月四日	至同十年一月十九日
四十代	永井浩	自同年一月十九日	至同十一年四月廿五日
四十一代	山田武雄	自同年四月二十五日	至同十二年七月八日
四十二代	齋藤亮	自同年七月八日	現在ニ至ル

歷代健康保険(署)課長

署、課長			
代數	氏名	在職期間	
初代	中島仙作	自大正十五年十月一日	至昭和三年五月十八日
二代	平野芳文	自同三年五月十八日	至同七年二月十八日
三代	並木敏	自同七年三月三日	至同十一年八月廿九日
四代	田中弘治	自同十一年九月十七日	現在ニ至ル

昭和十二年十二月二十日印刷
（非賣品代購寫）
昭和十二年十二月二十二日發行

石川縣警察部健康保險課

金澤市高岡町九十番地
印刷人 高橋 覚吉

金澤市高岡町九十番地
印刷所 明治印刷株式會社

